

小規模事業者持続化補助金のご案内

※「持続化給付金」とは異なる制度です。「持続化給付金」については[経済産業省のウェブサイト](#)をご覧ください。

□ 小規模事業者持続化補助金とは

「小規模事業者持続化補助金」とは、小規模事業者の方々が行う販路開拓や生産性向上の取り組みに要する経費の一部を支援する制度です。

現在、「**一般型**」と新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業者向けの「**コロナ特別対応型**」の2種類があります。それぞれの概要などについては、以下をご参照ください。

- [持続化補助金の手引き <一般型> <コロナ特別対応型> 申請に関する Q&A](#)
- [「あなたは何型？早わかりチャート」](#)

解説動画	一般型 +事業再開枠	[前編] 公募要領（ルールブック）を理解して準備を整える
		[後編] 申請書の書き方
	コロナ特別対応型	[前編] 公募要領（ルールブック）を理解して準備を整える
		[後編] 申請書の書き方

一般型

- ◇ 公募要領、申請様式、様式記入例などは[こちら（日本商工会議所のウェブサイト）](#)から入手（ダウンロード）してください。
- ◇ 大阪商工会議所では、大阪市内の事業者の方々を対象に、<一般型>への応募申請に必要な「**（様式4）事業支援計画書**」の交付を支部で承ります。
 - [「（様式4）事業支援計画書」の交付申し込みについて](#)

コロナ特別対応型

- ◇ 公募要領、申請様式、様式記入例などは[こちら（日本商工会議所のウェブサイト）](#)から入手（ダウンロード）してください。

- ◇ 大阪商工会議所では、大阪市内の事業者の方々を対象に、作成された<コロナ特別対応型>の申請書類を拝見し、応募申請に向けて変更・修正すべき点があればお伝えするとともに、「**(様式3) 支援機関確認書**」を交付いたします。

※7月15日に公募要領が改訂され、商工会議所が交付する「(様式3) 支援機関確認書」がなくても応募申請ができることになりました(同確認書の有無は採択審査に影響いたしません)。

● 「(様式3) 支援機関確認書」の交付申し込みについて

- ◇ また、大阪市内の事業者の方々を対象に、<コロナ特別対応型>の申請書類の作成などに関する個別相談<要事前予約>を8月26日(水)から10月1日(木)まで大阪商工会議所(大阪市中央区本町橋2-8)にて実施いたします。

● コロナ特別対応型への申請に関する個別相談の申し込みについて

以 上